

修法次第に記される不動明王の姿に関する一考察

見 田 隆 鑑*

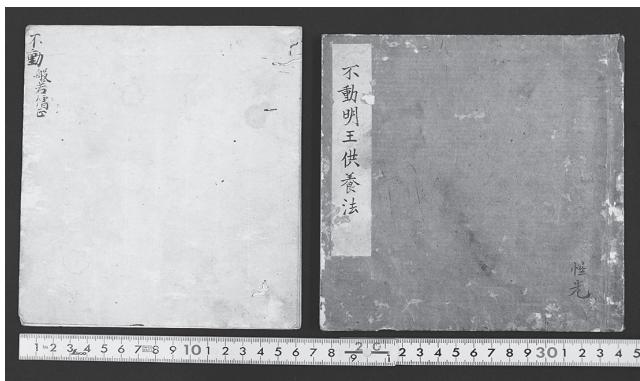
A Study about Fudo-myoo Images Described in the Shidai of
the Rituals of Esoteric Buddhism

Takaaki MITA

はじめに

修法空間に安置される密教尊像の姿が選択され、造形化される時、經典や儀軌に記される画像法などの記述をもとに像容が選択される場合や、先行して存在する白描図像や実作例が参考となり像容が選択される場合、僧侶の感得や意象により經軌などに見られない特徴的な要素があらわれる場合など様々なパターンが考えられる。本稿では、筆者が所有する2つの不動明王に関する修法次第を紹介しつつ、そこに記述される尊像の姿に関する記述を取り上げながら、実際の修法空間に安置された彫像や絵画などの造形作品との関連性を考え、次第の中の記述が実作例に与える影響について若干の考察を行ってみたい。

1. 2つの修法次第の概要



『不動略次第』(左), 『不動明王供養法』(右)

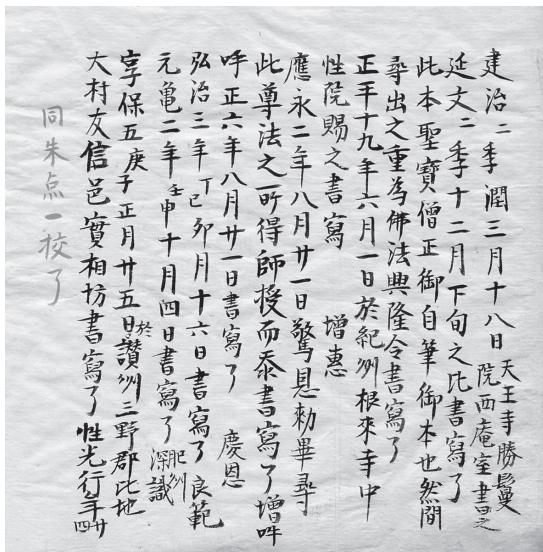
左の写真は、ともに筆者が所有する『不動略次第』と『不動明王供養法』の写本である。それぞれの概要は以下の通りである。

* 文化情報学部 文化情報学科

①『不動略次第』《資料1》

縦17.4cm、横16.2cm。表紙に「不動 般若僧正」と記し、冒頭は「不動略次第」と記される。奥書に転写の経緯は記されておらず、末尾に「文明二年庚寅七月廿日感■了 金剛仏子宗兼」と、書写した年月及び僧名が記されるのみである。文明2年（1470）の写本である。

②『不動明王供養法』《資料2》



縦16.7cm、横17.1cm。奥書から当初は建治二年（1276）に天王寺勝曼院西庵室で書かれたものが、延文二年（1357）に書写されたもので、この本は聖宝の自筆本で仏法興隆のために書写したものとする。その後、正平19年（1364）に紀州根来寺中性院で増惠が書写し、応永2年（1395）に増吽が書写、呼正6年（寛正6年：1465か永正6年：1509の誤写か）に慶恩が書写、弘治3年（1557）に良範が書写、元亀2年（1571）に肥州深識が書写を経て、享保五年（1720）に讃州三野郡比地大村友信邑実相房で性光が24歳の時に書写したものであることが分かる。

各次第に記される一連の作法の概要は《資料3》にまとめた。

2. 2つの修法次第の中に見られる尊像の姿に関わる記述

具体的に先の2つの修法次第をもとに、その中に記される不動明王の像容に関わる内容を取り上げてみたい。

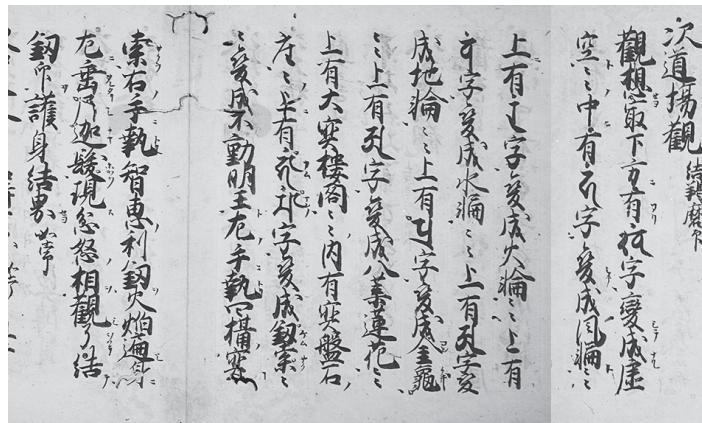
①『不動略次第』（文明2年（1470）、金剛仏子宗兼写本）

この次第の中で、具体的に不動明王の像容に関する記述がみられるのは、道場觀のみである。また、この次第では十四根本印や十九布字觀についての詳細な説明は後半にまとめる形でその作法や説明が記されている。次第の中では十四根本印から十九布字觀の順で作法が記されているが、後半の記述は順序が逆に表記されている。道場觀、十九布字觀では下記のような記述がみられる。

・道場觀

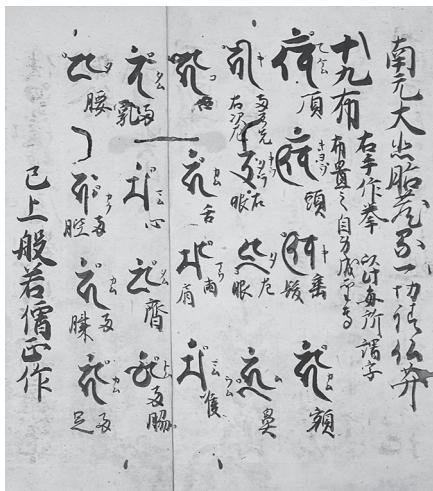
大宝樓閣内の宝盤石の座の上に **カンマン**（カンマン）の二字があり、これが剣索となり、剣索が不動明王となり、その姿は①左手に四構の宝索を執り、右手に智恵の利劍を執り、②

修法次第に記される不動明王の姿に関する一考察



火焰が全身にあらわれ、③左に尸髪を垂らし、④忿怒相を現すと記される。観想の始まりとなる種字は一文字のことが多いが、この次第では二文字から剣と索という二種類の三昧耶形に変化する。

・十九布字觀



十九布字觀は、体の19箇所に梵字を置き、観想を行っていくもので、以下が梵字とその位置である。

頭 (ケン)：頭, 頸 (キヤウ)：頭, この梵字が七髪となり、これを垂髪と名づく, 頸 (キ)：垂髪, 頸 (カン)：額, 頸 (キ)：両耳, 眼 (タラ)：右眼, 眼 (タ)：左目, 鼻 (ウン)：鼻, 口 (コ)：口, 舌 (カン)：舌, 頸 (ニウ)：両肩, 喉 (マン)：喉, 腹 (タン)：両乳, 心 (マン)：心, 腹 (タン)：臍, 腹 (トム)：両脇, 腰 (タ)：腰, 腹 (カク)：両腿, 腹 (カン)：両膝, 腹 (カン)：両足

この次第では、十九布字觀の説明の後に「已上般若僧正作」と記す。

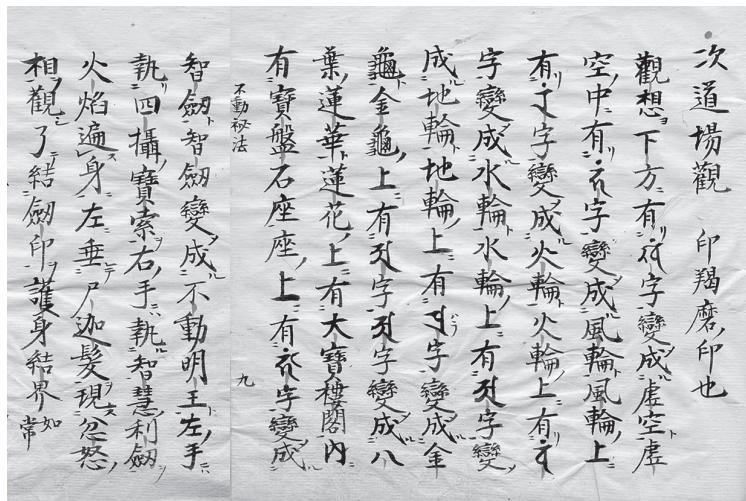
・十四根本印

具体的な姿についての記述はないが、特定の部位に関わる結印作法が窺える。その中で取り上げられるのが、根本印をはじめ宝山、頭、眼、口、心、四所（心、左右肩、喉）、悪叉破、火焔、商併（法螺）、渴讐（=剣）、縄索、三股金剛の13項目についてである。

②『不動明王供養法』(享保5年(1720), 性光写本)

この次第の中で具体的に不動明王の姿について記すのは道場觀と布字觀である。

・道場觀

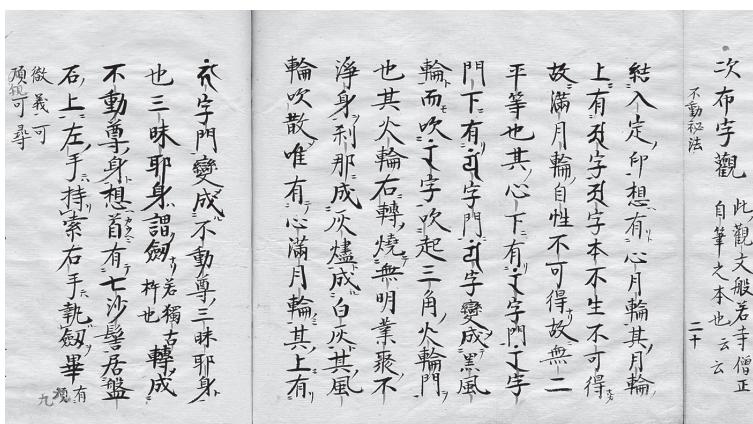


大宝楼閣内の盤石座の上に「**火**」(カン)の字があり、そこから智劍を観想し、その智劍が不動明王へと姿を変える旨が記される。不動明王の姿は、①左手に四攝の宝索を執り、右手には智慧の利劍を執る、②火炎が全身にあらわれる、③左に尸迦髪を垂らす、④忿怒の相を現すとされる。

・十四根本印

具体的な姿についての記述はないが、特定の部位に対する作法が窺える。その中で取り上げられるのが、秘密根本印をはじめ宝山、頭、眼、口、心、四所（心、左右肩、喉）、悪叉破、火炎、商法（法螺）、渴諦（=剣）、縄索、三股金剛の13項目についてである。

・布字觀



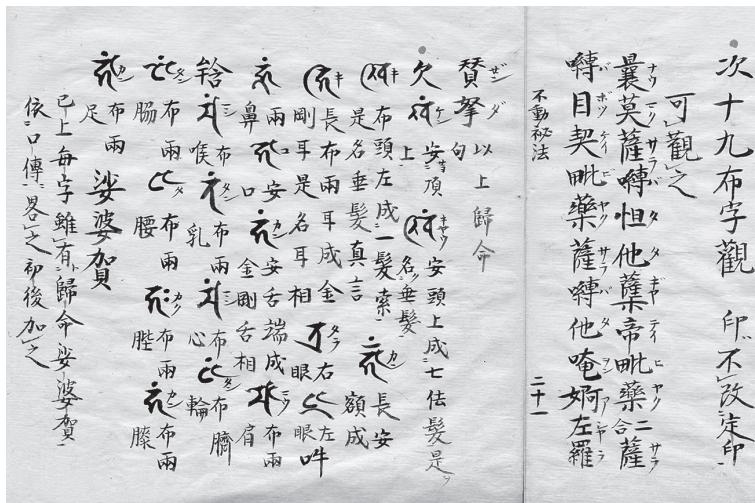
この布字觀の文は、般若寺僧正（観賢）自筆本によるものと記されるが、その中では心月輪上にある「**火**」(カン)字が不動尊の三昧耶身である剣（あるいは独鉢）となり、その不

動尊は、①首に七沙髪が有り、②盤石の上に居り、③左手には索を持ち、右手には剣を執ると記される。

・十九布字觀

十九布字觀は、体の19箇所に梵字を置き、観想を行っていくもので、以下がその位置である。

ケン(ケン)：頂上、キヤウ(キヤウ)：頭上、この梵字が七仮髪となり、これを垂髪と名づく、
 キ(キ)：頭の左、これが一髪索となる、カン(カン)：額、タラ(キ)：両耳、タラ(タラ)：
 右眼、タ(タ)：左目、ウン(ウン)：両鼻、コ(コ)：口、カン(カン)：舌端、ニウ(ニウ)：
 両肩、マン(マン)：喉、タン(タン)：両乳、マン(マン)：心、タン(タン)：臍、タン(タン)：
 両脇、タ(タ)：両腰、カク(カク)：両腿、カン(カン)：両膝、カン(カン)：両足



道場觀、布字觀において取り上げられる点は、①髪の特徴（尸迦髪を垂らす、首に七沙髪が有る）、②忿怒相であること、③持物である剣と縄索、④台座の盤石座、⑤火焔光背で、不空訖『金剛手光明灌頂經最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌法品』¹⁾を背景とする十四根本印や十九布字觀での作法をあわせると十九布字觀でのケン(ケン)・キヤウ(キヤウ)・キ(キ)の流れにおける頭上の七仮髪から垂髪が加えられる。

これらを見ると、不動明王の図像的特徴の中でも限られた部分についての記述に止まることが窺え、具体的な相貌および表情や体の色、坐勢などに関しては次第の中では特別な指示がみられない。

また、十四根本印や布字觀に関しては、「七仮髪」や「一髪索」のような具体的な尊像の特徴に関わる内容もあるが、14種類の結印の作法や体の部位に梵字を配して観想を行うことが指示されるのみで、直接図像的な特徴と結びつくものではないものが多く見られる。

これらの限られた特徴を頼りに具体的な尊像を想起する場合、特に記述のない部分に関しては様々な解釈の幅があり、頭髪の処理など何度か指示がなされる部位についてもその具体的な姿についてはやはり解釈の幅を持つものと捉えられる。例えば、尊像が立像なの

か、坐像なのかという点でも、『不動明王供養法』の布字觀では「居り」という解釈が見られるため結跏趺坐、半跏趺坐の違いは分からぬものの“坐っている”ことは窺えるが、先に行われる道場觀では“盤石上に現れる剣が不動明王になる”という変化を指示するだけで、その姿は坐像、立像どちらとも解釈することができる。

3. 尊像の姿について多く記述する修法次第との比較

例えば、『秘鈔』卷十三の不動法²⁾《資料4》に収録される道場觀では、瑟々座上の~~火~~(カン)字が利劍となり、その利劍が不動明王になるとし、①身体の色が青黒色であること、②大忿怒の姿であること、③盤石上に半跏坐し、火焔に包まれること、④頂には七沙髻があり、左に一つの辯髪を垂らすこと、⑤額に水波相があること、⑥右手に利劍、左手に縄索を持つこと、⑦全身から火焔を放出することが記されており、具体的な面貌、表情などは記されないものの、先の2つの次第に見られる観想法よりはいくらか具体的な姿が記されている。

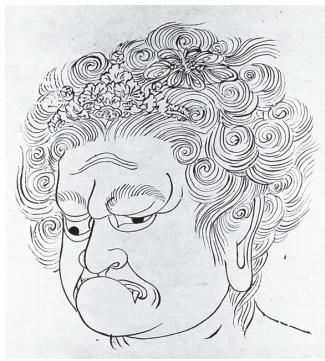
また、不動明王図像の一系統に「十九觀不動」という分類が従来からなされてきたように、次第の中の尊像の姿に関する記述が実際の彫像や絵画に影響をもたらしたと考えられるものもある。

安然撰『不動明王立印儀軌修行次第³⁾』に見られる不動十九觀には、19の観想の過程として下記のような記述がみられる。

1. 此尊大日化身
2. 明中有阿路哈輪四字
3. 常住火生三昧
4. 現童子形身卑肥満
5. 頂有七沙髻
6. 左垂一辯髪
7. 額有皺文形如水波
8. 閉左一目開右一目
9. 下歛喫上右唇。下左唇外翻出
10. 緘閉其口
11. 右手執劍
12. 左手持索
13. 噉行人残食
14. 安坐大盤石
15. 色醜青黒
16. 奮迅忿怒
17. 遍身迦楼羅炎
18. 變成俱利迦羅大龍纏劍
19. 變作二童子給仕

これらも全てが不動明王の像容に関するものではないが、3~12、14~17に関してはその姿を示唆するものであり、7~9については特に表情に関する詳細な指示がなされている。ただし、この記述でも頭髪の処理方法や盤石座への坐り方などについては指示が見られない。

また、この不動十九觀に見られる観想の内容が道場觀に反映される次第もある。『弘法大師全集』所収の遍照金剛



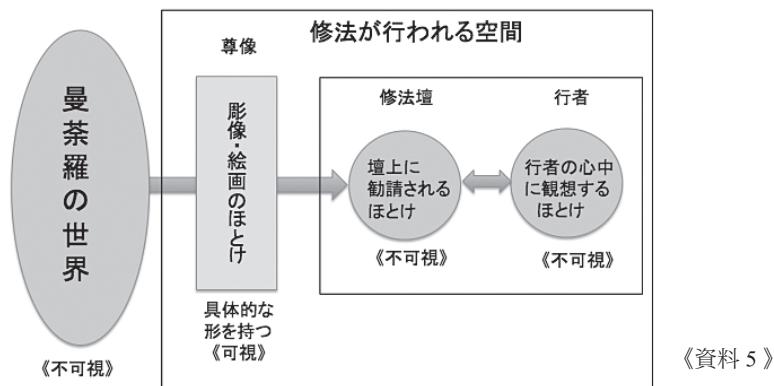
【醍醐寺所蔵 不動図巻のうち
不動御頭（玄朝様）】



【醍醐寺所蔵 不動明王二童子
像（円心様）】

撰とする『不動明王念誦次第又云納涼房次第⁴⁾』では、成身觀→道場觀→十四契→十九布字の過程における道場觀の中で、**竈(カン)**字が智劍となり、智劍が聖無動尊となるとし、その姿について、①盤石の上に安坐し、火生三昧に住す、②頂に七莎髻があり、左に一の辯髪を垂らす、③額に水波の皺がある、④左の一目を斜めに閉じ、上の唇を噛んで下に翻す、⑤右手に智劍を執り、左手に縄索を持つ、⑥体に迦樓羅炎をあらわす、⑦四大明王、十二天などが周りを取り囲んでいる、という特徴が記されている。さらに「十九種相觀略頌曰」という内容を記し、先の様々な特徴について、それぞれの意味を解説してから、十四契（十四根本印）の作法を記述している。しかし、この次第では、先の不動十九觀の規定に見られる体の色（「色醜青黒」）の指示は見られない。像容に関して比較的多くの特徴を指示する次第においても、このように解釈の幅を残す部分を確認できる。

おわりに



行者は、曼荼羅世界のほとけを具現化した彫像や絵画を道場内の本尊として安置し、その前で修法次第に準じた一定の作法を行う。その作法は、尊像と向き合って行うものの、実際には曼荼羅の世界から壇上に勧請する本尊に対して供養を行い、あるいは行者と本尊の一体化（三密瑜伽）を図るためのものである。修法次第とは仏の勧請の過程や供養及び三密瑜伽の一連の作法を指示するものと言える。

つまり、これらの次第の中で行われる観想は、行者が礼拝対象にあたる形像（《資料 5》の“彫像・絵画のほとけ”）に対して行うものではなく、行者の心中や、行者自身の体を対象に行っていくものであり、その過程をあらわす次第の記述は、修法を行う空間に安置される彫像や絵画とは直接的な関係はなくとも行うことができるものと考えられる。しかし、やはり安置される尊像と行者の心中で行われる観想とで大きな違いが生まれるよりは、《資料 5》の“彫像・絵画のほとけ”と“壇上に勧請されるほとけ”は共通した特徴を備えていた方が望ましいはずであり、基本的には使用される次第に対応した礼拝対象としての彫像や絵画が修法空間には安置されたものと思われる。

また、観想を行う上では先に見てきた次第の記述だけでは不案内で、実際には伝授の過程において各次第の背景に存在する經典や儀軌の修学、修法の対象とする尊像の図像の伝

授が必要となり、またその前提で行法が行われたと考えられる。しかし、次第に記述され、規定される内容が少なくなることは、一方では実際に安置される尊像との齟齬が少なくなることでもあり、細かな指示を記さない修法次第は様々な姿の尊像にも対応することができる汎用性の高い次第にもなるのではないだろうか。

次第などテキストの中に何か明確な根拠としての記述がないと尊像が形を結ばないわけではなく、行者自身の中に尊像に関する情報や視覚的なイメージがあれば行法を行うことは可能であろう。逆に尊像のイメージを固定する記述がテキストの中に記載されないことは、様々な表現が生まれる可能性を導く一つの要因とも考えられる。

また、かなりの部分が省略される中で、次第の観想法などに記述が残る図像要素とは、不動明王を不動明王たらしめている重要な要素と言えるものであり、それは不動明王の個性そして精神性を集約した特徴と捉えることができるのでないだろうか。不動明王を造形化する上でも、これらの内容は図像における必須要素となるものと言える。

図像研究では具体的な作品に現れる特徴がテキストの何処に記述されるか、あるいはどこに根拠を持つ表現なのかということが多く検討されるが、逆にテキストなどに詳細な記述がない部分において造形の多様さや広がりが生まれているようにも思われる。特に日本において不動明王は、大師様や円珍様（三井様）など規範となる図像を尊重して造形化された尊像ばかりではなく、その造形が行われるようになった比較的早い時期から髪型などに様々なヴァリエーションが見られ、それらの図像要素も例えば髪の毛の処理の仕方などテキスト上の典拠が明確でない部分に特徴となるような表現がなされることが多く見られる。また、時代が下るに従って、様々な図像要素が混在する作品が多く見られるようになり、「～様」などで分類することができない作例も多くなっていくが、そのような尊像が修法を行う上での本尊として成り立つ背景には実際に修法の場で用いられる次第の規定が少ないことも一つの背景には考えられるのではないだろうか。

本稿では、筆者の所有する2つの次第の紹介と、その中に記される尊像の姿に関する情報を整理するとともに、このような次第の記述が修法空間に安置される尊像の選択とどのような関係を生む可能性があるかについて若干の考察を行った。限られた範囲での比較を行った程度ではあるが、今後比較対象を広げさらに検討を行っていきたい。

注

- 1) 大正21, №.1199, pp. 1-7
- 2) 資料4に掲載する『秘鈔』も筆者個人蔵である。奥書から正徳5年（1715）の写本とわかる。
- 3) 『日本大藏經』天台宗密教章疏三, p. 167
- 4) 『弘法大師全集』第二輯卷第七所収 pp.656-681, 筆者は高野山大学密教文化研究所編集・監修による『電子版弘法大師全集』収録のものを参照した。

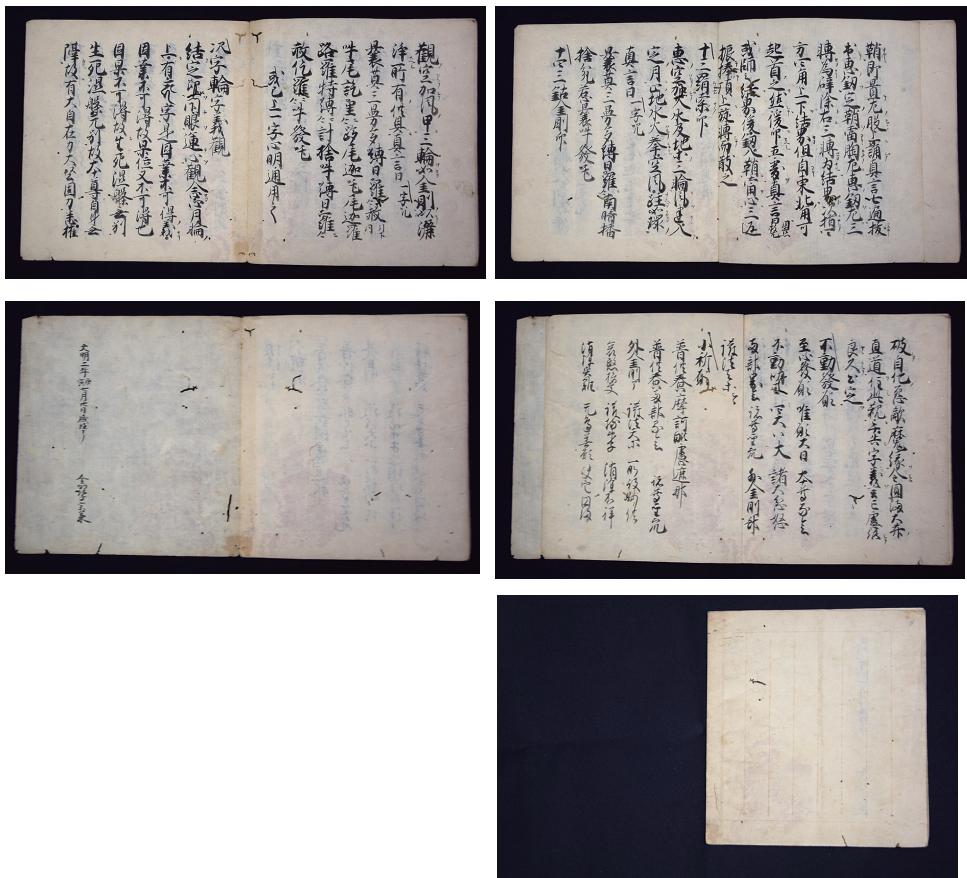
【図版出典】挿図の内、醍醐寺所蔵・不動図巻のうちの不動御頭図（玄朝様）ならびに同寺所蔵・不動明王二童子像（円心様）は、『画像 不動明王』（京都国立博物館、昭和56年）より。

修法次第に記される不動明王の姿に関する一考察

《資料1》『不動略次第』



見田 隆鑑



修法次第に記される不動明王の姿に関する一考察

《資料2》『不動明王供養法』



見 田 隆 鑑



修法次第に記される不動明王の姿に関する一考察

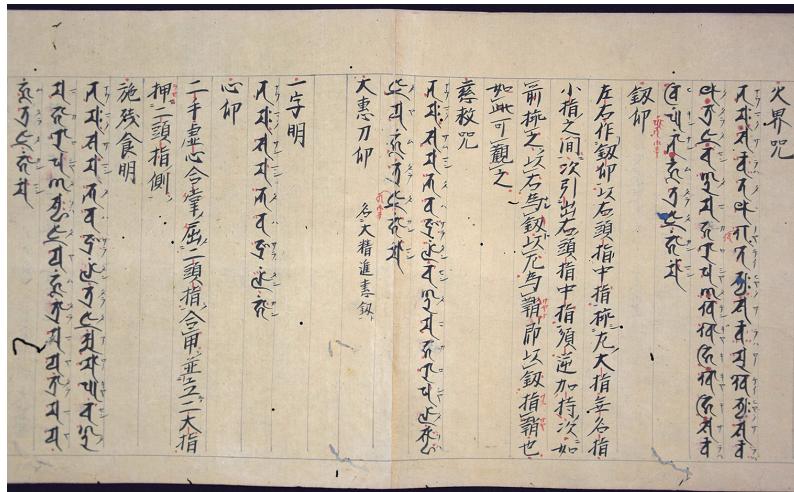
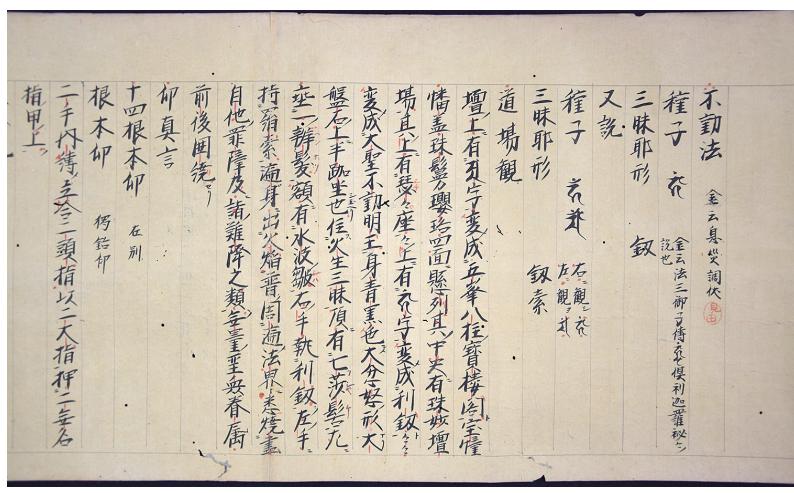
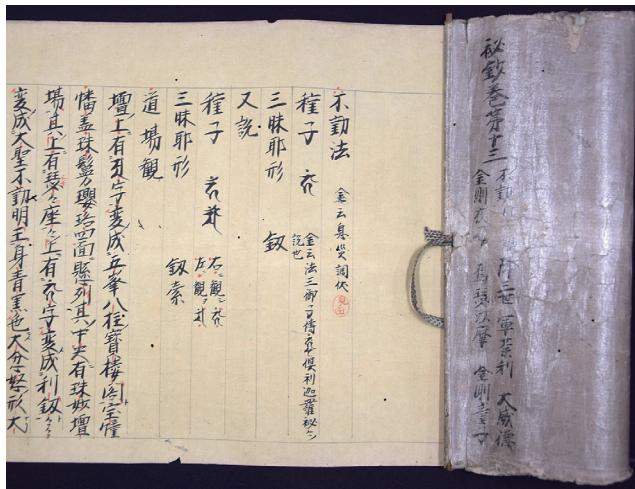


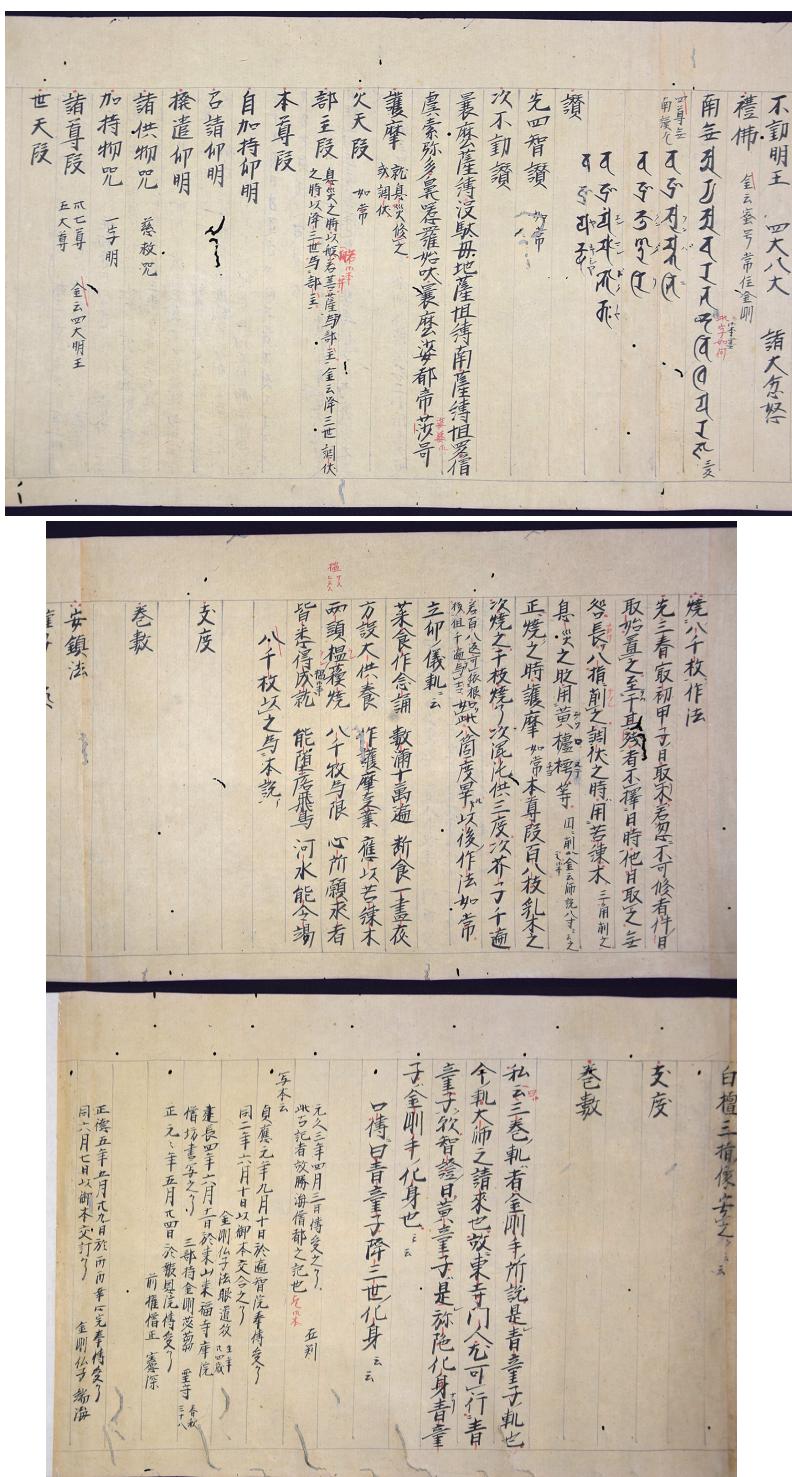
《資料3》各次第の内容

不動略次第		不動明王供養法			
上堂作法	五供	上堂作法	道場觀	字輪觀	
着座普礼	前供養	着座	如來拳印	本尊加持	
取香塗手及腕	讚	普礼	加持七處	劍印	
淨三業	普供養明并三力偈等	塗香	大虛空藏	三三昧攝召	
三部被甲	礼仏	三密觀	小金剛輪	仏眼印明	
加持香水	十四根本印	淨三業三部被甲	宝車輶	散念誦	
丈字	十九布字	加持香水	請車輶	後供養	
丈字	不動劍印加持自身	加持供物	迎請	後鈴	
遮水	正念誦	丈字觀	四明	讚 四智不動	
加持壇供	散念誦	觀仏	拍掌	普供養三力	
表白神分	仏眼印明	金剛起	結界(降三世)	小祈願	
一切恭敬敬礼常住三宝	後供養	普礼	虛空網	礼仏	
淨三業	讚	表白 神分 祈願	火院	廻向	
普礼	普供養印明三力偈	五悔	大三昧耶	普賢行願	
五悔	礼仏	一切恭敬敬礼常住三宝	闍伽	解界	
勸請(若発願)	廻向	淨三業	華座	撥遣	
五大願	五悔 終段	普礼	振鈴	三部三昧耶	
地結	闍伽	發菩提心	五供養	被甲護身	
金剛牆	解界	三昧耶戒印言	普供養	普礼	
大精進惠劍密印	撥遣	勸請	讚 四智不動		
道場觀	三部被甲	發願	摩尼供養		
如來拳印加持七處	礼佛	五大願	三力偈并祈願		
大虛空藏	出堂	四無量觀	礼仏		
小金剛輪	(末尾)	大金剛輪	十四根本印		
迎請	不動讚	地結 四方結	布字觀		
降三世結界	十九布	金剛眼	十九布字觀		
虛空網	十四根本契	召罪	結劍印加持自身		
火院	字輪字義觀	摧罪	正念誦		
闍伽真言	不動發願	業障除	本尊加持		
花座真言	小祈願	成菩提	入我我入		
振鈴		精進惠劍密印	本尊加持		

修法次第に記される不動明王の姿に関する一考察

《資料4》『秘鈔』卷第13





修法次第に記される不動明王の姿に関する一考察

《資料6》各次第の中での不動明王の姿に関する記述の比較

	『不動略次第』	『不動明王供養法』	『秘鈔』所収の不動法	『不動明王立印儀軌修行次第』	『不動明王念誦次第』
体型				童子形を現し、身は卑しく肥満	
頭頂部		※ 首に七沙髻（布字觀）	頂に七沙髻がある	頂に七沙髻がある	頂に七沙髻がある
辯髪	左に尸伝髪を垂らす	左に尸迦髪を垂らす	左に一の辯髪を垂らす	左に一の辯髪を垂らす	左に一の辯髪を垂らす
水波相（額）			額に水波相がある	額に水波のような皺がある	額に水波の皺がある
面貌（目）	忿怒相	忿怒相		左一目を閉じ、右一目を開く	左一目を斜めに閉じる
面貌（歯牙）				下歯で右上唇を噛み、下左唇を外に翻出する	上の唇を噛んで下に翻す
右手の持物	右手に剣	右手に利剣	右手に利剣	右手に剣を執る	右手に智劍を執る
左手の持物	左手に宝索（四攝）	左手に宝索（四攝）	左手に羈索	左手に索を持つ	左手に羈索を持つ
台座	盤石座	盤石座	盤石上に半跏坐	大盤石に安坐する	盤石の上に安坐する
体の色			青黒色	色は醜い青黒	
像容			大忿怒の姿	奮迅忿怒	
光背	全身に火炎	全身に火炎	火炎をあらわす	常に火生三昧に住する、迦楼羅焰をあらわす	火生三昧に住する、迦楼羅焰をあらわす